

労働安全衛生規則等の省令が 改正されました。

粉じん障害防止規則

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令82号)
有害物の有害性等に関する掲示義務の対象物質が拡大され、粉じん則第23条の2が追加されました。

粉じん作業を行う作業場

粉じん障害防止規則第23条の2に定める掲示

粉じんにより生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

疾病の種類	気道障害、肺障害、じん肺、肺結核、粘膜炎、慢性気管支炎、慢性気管支拡張症、肺発性気腫、原発性肺がん
症状	せき、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦怠感、体重減少

粉じん等の取扱い上の注意事項

- 局所排気装置等を設置すること。
- 水をまきなどして、粉じんの発生を抑えること。
- 注水により作業の湿式化ができる場合には、湿式化を行うこと。
- 定期的かつ頻繁に作業場を真空掃除機又は水洗等の方法で清掃すること。
- 粉じんが飛散する場合には、ビニールカーテン等適当な間仕切りを行うこと。
- 風上で作業を行うこと。
- 必要に応じて保護メガネを着用すること。
- 定期的じん肺健康診断を受けること。

次の場合は有効な呼吸用保護具を使用しなければならない

- イ、第七条第一項の規定により第四条及び第六条の二から第六条の四までの規定が適用されない場合
- ロ、第七条第二項の規定により第五条から第六条の四までの規定が適用されない場合
- ハ、第八条の規定により第四條の規定が適用されない場合
- ニ、第九條第一項の規定により第四條の規定が適用されない場合
- ホ、第二十四條第二項ただし書の規定により清掃を行う場合
- ヘ、第二十六條の三第一項の場所において作業を行う場合
- ト、第二十六條の三の二第四項及び第五項の規定による措置を講ずべき場合
- チ、第二十七條第一項の作業を行う場合（第七條第一項各号又は第二項各号に該当する場合及び第二十七條第一項ただし書の場合を除く。）
- リ、第二十七條第三項の作業を行う場合（第七條第一項各号又は第二項各号に該当する場合を除く。）

使用すべき呼吸用保護具

- 防じんマスク（性能区分：）
- 防じん機能を有する防塵マスク
- 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具
- 送気マスク
- 空気呼吸器



関連品

短冊型指名標識



813-31

サイズ：360×120×1.2mm厚
材質：エコユニボード

腕章



847-601

サイズ：85×400mm
材質：軟質ビニール

309-20

NEW

該当する作業や使用すべき保護具に
☑️チェックマークを入れてご使用ください。

サイズ：600×450mm

材質：エコユニボード(穴4スミ)

関連法令

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令91号)

保護具着用管理責任者の選任
(安衛則第12条の6関係)

**保護具着用
管理責任者の職務**

- 保護具の適正な選択に関すること
- 労働者の保護具の適正な使用に関すること
- 保護具の保守管理に関すること

保護具着用
管理責任者氏名

選任が必要な事業場

リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

保護具着用管理責任者を選任したときは、当該保護具着用管理責任者に対し、必要な権限を与えるとともに、当該保護具着用管理責任者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により 関係労働者に周知させなければならない

808-35 **NEW**

サイズ：600×450mm
材質：エコユニボード(穴4スミ)

令和6年
4月1日
施行